知っていますか?/ マイナンバーカードが 令和3年3月(予定)から

令和3年3月(予定)から 健康保険証として 利用できるようになります!



- ☆マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、 利用申込(初回登録)が必要です!
- ◎厚生労働省職員による登録のサポートを 虎の門病院で下記の期間行います!
- マイナンバーカードをお持ちでない方には、 申請のサポートを行います。
 - ※ 登録サポートは、厚生労働省のパソコン又はご自身のスマートフォンで行います。
 - ※ 申請サポートは、厚生労働省のパソコン又はご自身のスマートフォンでの操作方法案内、紙の申請書の記載方法案内(申請は郵送)を行います。なお、マイナンバーカードの発行は、別途お知らせの案内が届き、受取はお住いの市区町村役場で行います。

開催概要

時間

午前 9時~午後 3時

場所

虎の門病院 2階 北入口エントランスロビー(2階エスカレーター横)

(港区虎ノ門2丁目2番2号)

※1階正面玄関(駐車場ご利用の方は地下2階)からお入りください。

持ち物

- ロマイナンバーカード及び4桁の暗証番号が必要です。
- □ マイナンバーカードをお持ちでない方は、<u>12桁のマイナンバー</u>が必要です。

虎の門病院では、新型コロナウィルス感染対策として、全ての来院者にマスクの着用と手指消毒をお 願いし、問診と体温測定を実施しています。

また、利用申込受付では、机の消毒や手指消毒の実施、相談希望者の混雑回避などを実施します。







こ どんないいことがあるの?

就職・転職・引越をしても 健康保険証として ずっと使える!

※医療保険者への加入の届出は引き続き必要です。



あなたが同意をすれば、 初めての医療機関等でも、 今までに使った正確な薬の 情報が医師等と共有できる!



マイナポータルで 自身の特定健診情報や 薬剤情報・医療費情報が 見られる!





マイナポータルを通じた 医療費情報の自動入力で、 確定申告の医療費控除が カンタンに!





限度額適用認定証がなくても 高額療養費制度における 限度額以上の支払が免除される!



※マイナンバーカードの健康保険証利用には、IC チップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー(12 桁の数字)を取り扱う ことはありません。また、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐付くことはありません。

※現在の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。

いつから使えるの?



●マイナポータルで、利用申込受付中!



マイナンバーカードの 甲請はお早めに!

2021年3月 (予定)から

- ●医療機関・薬局などで、順次マイナンバーカードの健康保険証利用が可能に
- ●マイナポータルで、順次特定健診情報の閲覧が可能に

2021年10月 (予定)から

●マイナポータルで、薬剤情報・医療費情報の閲覧が可能に



2021年分所得税の確定申告 (予定)から

●確定申告における医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて医療費情報を自動入力する ことが可能に

虎の門病院での登録サポートに関するお問い合わせ

厚生労働省保険局 医療介護連携政策課

保険データ企画室 担当:**白崎・梅田**

代表電話 03 (5253) 1111

内線 (3127-3168)

健康保険証利用申込のお問い合わせ



マイナンバー総合 0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

受付時間(年末年始を除く)

平 日:9時30分~20時00分 土日祝: 9時30分~17時30分